

しょうがいしゃこよう
障害者雇用

ささ
を支える

しゅうろうていちゃくし えんじぎょう 就労定着支援事業 (しょうがいふくし 障害福祉サービス)

ぞんじ
をご存知ですか？



本人

- ・仕事のミスなくしたい。
- ・上司や同僚とコミュニケーションを上手にとりたい。
- ・働きながら、上手に体調管理ができるようになりたい。

企業

- ・休みが多くて困ってしまう。
- ・ミスを減らす方法を知りたい。
- ・生活が安定していないので困っている。



なが はたら つづ
長く働き続けるための支援サービスです！



じぎょうないよう 事業内容

- 企業・自宅に訪問し、職場での人間関係や仕事の仕方、生活リズムや体調管理などに
関する問題があれば解決に向けて助言や連絡調整を行います。(月に1回以上)
- 利用期間は3年が上限です。利用終了後は、障害者就業・生活支援センターぼらんち
等へ引き継ぎます。

※サービス提供事業所については、市町福祉担当課窓口にお問い合わせください。

※利用には障害福祉サービス受給者証が必要になります。事前に、本人等が市町福祉担当課窓口で
申請を行う必要があります。



じぎょう たいしやう 事業の対象となる方

就労移行支援、就労継続支援A型・B型、生活介護、
自立訓練等のサービスを利用して就職した方のうち、
就職後6か月を過ぎていて、生活面や仕事の面で支援
を必要としている方。

※学校等を卒業して直接企業に就職
した方は対象となりません。



りやうりやうきん 利用料金

本人等の所得に応じて、月に支払うお金の上限
が決められています。詳しくは各市町福祉担当課
窓口にお問い合わせください。

※会社の負担金はありません。



しゅうろうていちゃくしえんじぎょう かん そうだんさき
就労定着支援事業に関する相談先



ほんにん かぞく す かくしまちふくしたんとうかまどぐち
【本人・家族】お住まいの各市町福祉担当課窓口

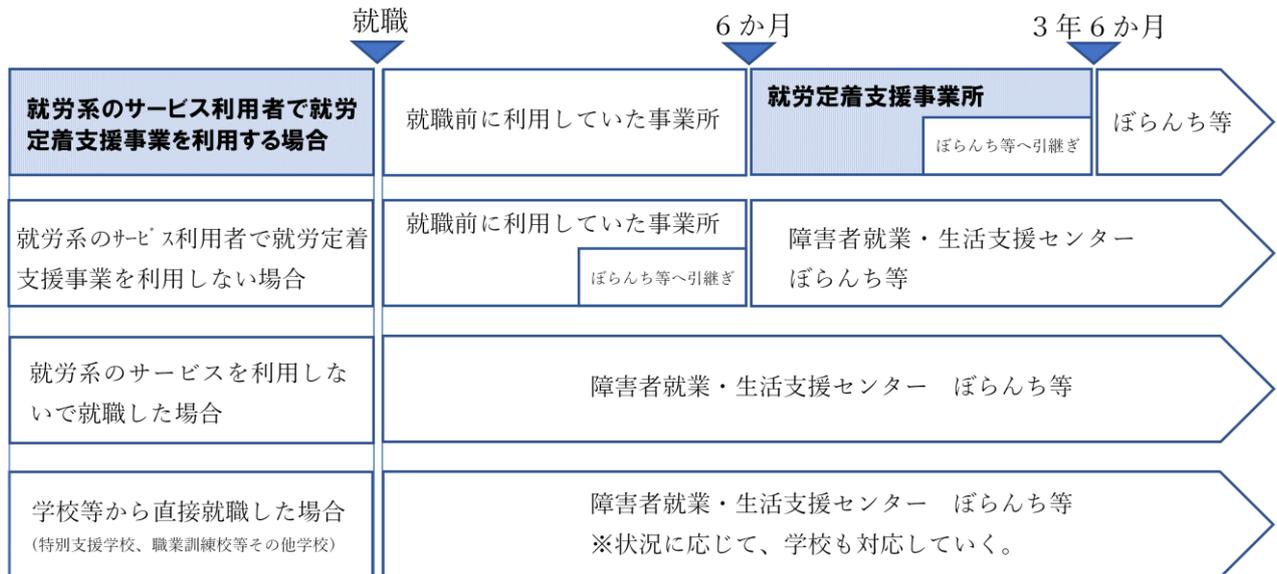
- 例) ・自分が、就労定着支援事業を利用できるか知りたい。
・就職前に利用していた事業所が、就労定着支援事業をやっているか知りたい。

きぎょう しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん
【企業】障害者就業・生活支援センター(*)ぼらんち

- 例) ・自社の従業員が就労定着支援事業を利用できるか知りたい。
・生活リズムが崩れて休みがちになってしまうので相談にのってほしい。

(*)障害者就業・生活支援センターとは、障害者雇用推進法に基づき、労働局及び静岡県が指定事業所（志太榛原圏域は、特定非営利活動法人静岡福祉総合支援の会 空と大地と）に事業委託し、障害のある方の就労と生活面の支援をする相談機関です。

参考 就労定着支援全般の役割分担



私たち「静岡県志太榛原地域自立支援推進会議就労部会(**)」は、この事業を通して、『障害のある方ご本人が自分の働き方を見つけること・企業のみなさんが障害のある方を雇用しやすいように職場環境が充実していくこと』を願って、チームで応援していきます。事業期間が終わる頃には、支援者をほぼ必要としない働き方になっているといいなあ…と理想を高く掲げて取り組んでいきます。



(**)静岡県志太榛原地域自立支援推進会議就労部会とは、志太榛原圏域内の障害児者支援機関で構成・運営する「働くことについて考える」協議体です。

問い合わせ先

就労定着支援 みのり

〒421-0412 静岡県牧之原市細江 2096 番地の 6 木村テナント 2 階

TEL 0548-23-9640 / FAX 0548-23-9641